

社会保障生計調査（家計簿）結果の概要

令和4年度

目次

統計の概要	1
結果の概要	
1 - 1 実収入の状況（2人以上の世帯）	2
1 - 2 実収入の状況（単身世帯）	4
2 - 1 消費支出の状況（2人以上の世帯）	6
2 - 2 消費支出の状況（単身世帯）	8
3 - 1 消費支出の対前年度比較（2人以上の世帯）	10
3 - 2 消費支出の対前年度比較（単身世帯）	11
用語の解説	12

統計の概要

1 目的

この調査は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

この調査の客体は、全国の被保護世帯から 1,100 世帯を抽出して対象とした。
ただし、次のいずれかに該当する世帯は除外した。

- (1) 生活扶助を受けていない世帯
- (2) 世帯分離している世帯
- (3) 世帯人員が 6 人以上の世帯
- (4) 耕地 0.1 ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- (5) 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- (6) 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど、集団的共同生活を営んでいる世帯
- (7) 賄い付きの同居人のいる世帯
- (8) その他不相当と認められる世帯

3 調査事項

被保護世帯の家計収支の状況、消費品目の種類等

4 有効回答率

令和 4 年度平均の有効回答率は 90.0%であった。

5 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...

(2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合等がある。

結果の概要

1 - 1 実収入の状況（2人以上の世帯） 表1 - 1、図1 - 1参照

2人以上の世帯の実収入の状況をみると、総数では171,821円となっており、このうち、就労収入額は20,393円であり、実収入に占める構成割合は11.9%となっている。また、生活保護給付金品の額は90,613円、実収入に占める構成割合は52.7%となっている。

(1) 級地別

実収入に占める就労収入の構成割合をみると、2級地 - 2の20.2%が最も高くなっている。また、生活保護給付金品の構成割合をみると、1級地 - 2の55.0%が最も高くなっている。

(2) 世帯類型別

実収入に占める収入の構成割合をみると、「高齢者世帯」においては、生活保護給付金品は56.1%であり、他の社会保障給付金品(39.5%)と合わせると9割以上を占めている。また、「その他の世帯」については、就労収入が15.0%、生活保護給付金品は54.2%となっている。

(3) 世帯業態別

実収入に占める収入の構成割合をみると、勤労世帯(常用又は日雇)においては、就労収入が27.0%、生活保護給付金品は44.5%となっている。また、勤労世帯以外の世帯では、生活保護給付金品は59.0%であり、他の社会保障給付金品(38.0%)を合わせると、実収入の9割以上を占めている。

(4) 世帯人員別

実収入に占める収入の構成割合をみると、2人世帯においては、生活保護給付金品が54.4%を占めており、他の世帯人員と比べて最も高くなっている。

表1 - 1 実収入の状況（2人以上の世帯）

		実 数					構 成 割 合					
		平均 世帯人員	実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会 保障給付 金品	その他	実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会 保障給付 金品	その他
		人	円	円	円	円	円	%	%	%	%	%
総 数		2.20	171,821	20,393	90,613	55,918	4,897	100.0	11.9	52.7	32.5	2.8
級 地	1級地 - 1	2.18	200,045	24,531	107,721	62,948	4,844	100.0	12.3	53.8	31.5	2.4
	1級地 - 2	2.14	178,823	19,540	98,369	54,372	6,542	100.0	10.9	55.0	30.4	3.7
	2級地 - 1	2.20	173,369	17,434	91,632	59,349	4,955	100.0	10.1	52.9	34.2	2.9
	2級地 - 2	2.18	169,510	34,325	84,831	43,510	6,843	100.0	20.2	50.0	25.7	4.0
	3級地 - 1	2.22	150,464	18,110	80,024	48,123	4,207	100.0	12.0	53.2	32.0	2.8
	3級地 - 2	2.25	152,059	19,132	72,852	56,060	4,015	100.0	12.6	47.9	36.9	2.6
世 帯 類 型	高齢者世帯	2.00	145,929	3,713	81,804	57,606	2,807	100.0	2.5	56.1	39.5	1.9
	母子世帯	2.59	229,533	41,537	111,676	70,045	6,275	100.0	18.1	48.7	30.5	2.7
	障害者世帯	2.11	175,158	18,511	89,482	62,405	4,761	100.0	10.6	51.1	35.6	2.7
	傷病者世帯	2.20	167,870	25,117	81,890	56,420	4,443	100.0	15.0	48.8	33.6	2.6
	その他の世帯	2.21	165,647	24,920	89,759	44,588	6,380	100.0	15.0	54.2	26.9	3.9
世 帯 業 態	勤労(常用+日雇)	2.38	202,840	54,718	90,224	51,452	6,446	100.0	27.0	44.5	25.4	3.2
	その他	2.10	153,833	488	90,838	58,508	3,998	100.0	0.3	59.0	38.0	2.6
世 帯 人 員	2人	2.00	158,184	14,307	86,000	53,387	4,491	100.0	9.0	54.4	33.7	2.8
	3人	3.00	228,672	49,307	106,990	64,670	7,704	100.0	21.6	46.8	28.3	3.4
	4人	4.00	299,715	75,210	145,788	75,096	3,621	100.0	25.1	48.6	25.1	1.2
	5人	5.00	295,311	22,557	136,097	127,835	8,823	100.0	7.6	46.1	43.3	3.0

注1) 1世帯1ヶ月平均である。

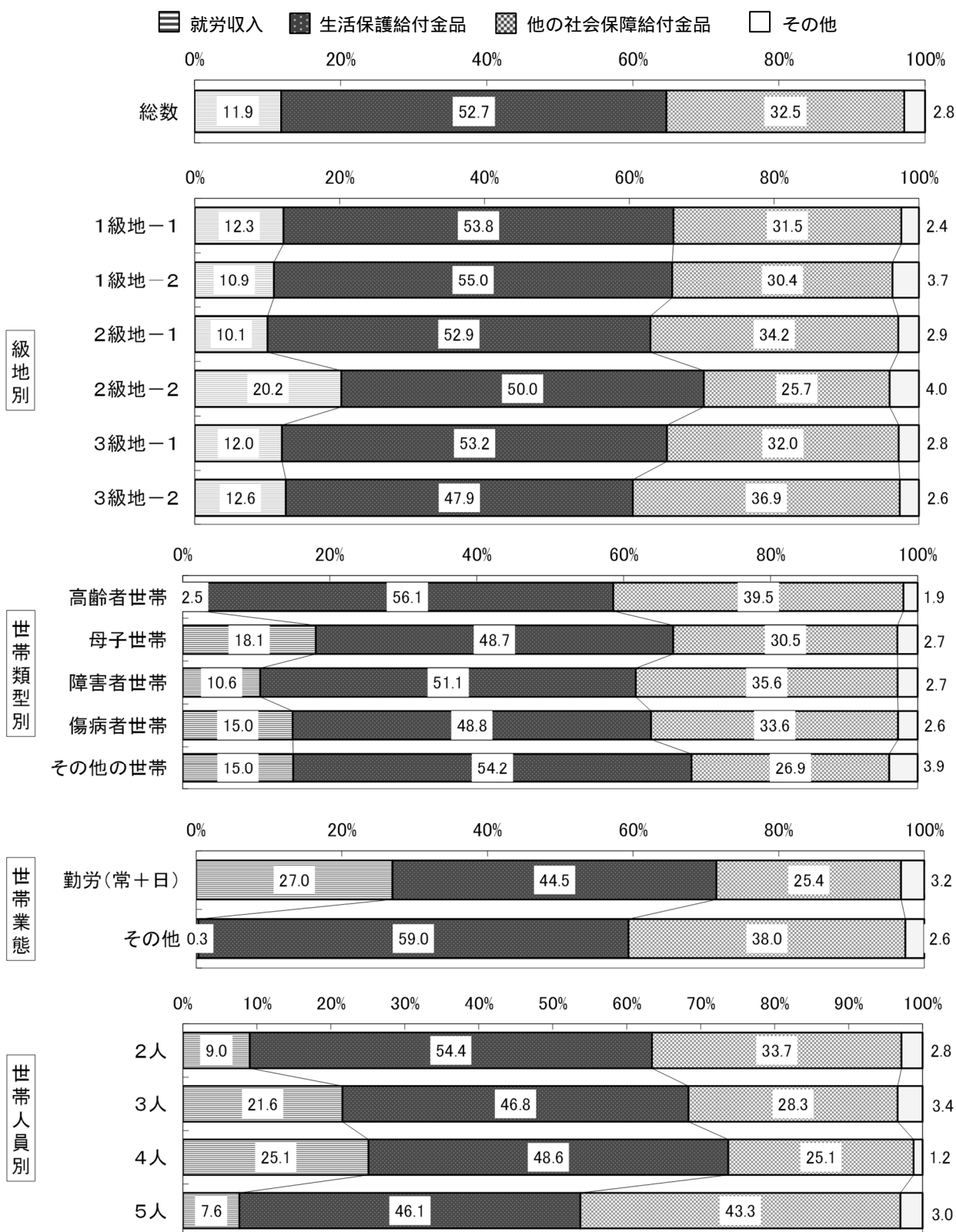
2) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

3) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。

4) 「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。

5) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図 1 - 1 実収入の状況（2人以上の世帯）



注 1) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。
 2) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
 3) 「他の社会保障給付金」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
 4) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

1 - 2 実収入の状況（単身世帯） 表 1 - 2、図 1 - 2 参照

単身世帯の実収入の状況を見ると、総数では 114,811 円となっており、このうち、就労収入額は 10,657 円であり、実収入に占める構成割合は 9.3%となっている。また、生活保護給付金品の額は 74,008 円、実収入に占める構成割合は 64.5%となっている。

(1) 級地別

実収入に占める就労収入の構成割合をみると、2 級地 - 2 の 13.3%が最も高くなっている。また、生活保護給付金品の構成割合をみると、1 級地 - 1 の 68.0%が最も高くなっている。

(2) 世帯類型別

実収入に占める収入の構成割合をみると、「高齢者世帯」においては、生活保護給付金品は 59.7%となっており、他の社会保障給付金品（32.8%）と合わせると 9 割以上を占めている。また、「高齢者世帯以外の世帯」については、就労収入が 15.9%、生活保護給付金品は 71.2%となっている。

表 1 - 2 実収入の状況（単身世帯）

		実 数					構 成 割 合				
		実収入	就労収入	生活保護給付金品	他の社会保障給付金品	その他	実収入	就労収入	生活保護給付金品	他の社会保障給付金品	その他
		円	円	円	円	円	%	%	%	%	%
総 数		114,811	10,657	74,008	26,547	3,599	100.0	9.3	64.5	23.1	3.1
級地	1 級地 - 1	136,972	13,157	93,075	26,833	3,907	100.0	9.6	68.0	19.6	2.9
	1 級地 - 2	111,027	13,178	65,328	27,355	5,166	100.0	11.9	58.8	24.6	4.7
	2 級地 - 1	107,795	10,457	64,885	28,193	4,260	100.0	9.7	60.2	26.2	4.0
	2 級地 - 2	93,118	12,345	54,266	25,329	1,178	100.0	13.3	58.3	27.2	1.3
	3 級地 - 1	97,438	5,873	62,142	27,272	2,151	100.0	6.0	63.8	28.0	2.2
	3 級地 - 2	88,135	8,050	58,103	18,575	3,408	100.0	9.1	65.9	21.1	3.9
世帯類型	高齢者世帯	112,894	5,208	67,424	37,003	3,259	100.0	4.6	59.7	32.8	2.9
	高齢者世帯以外の世帯	117,664	18,767	83,809	10,983	4,105	100.0	15.9	71.2	9.3	3.5

注 1) 1 世帯 1 ヶ月平均である。

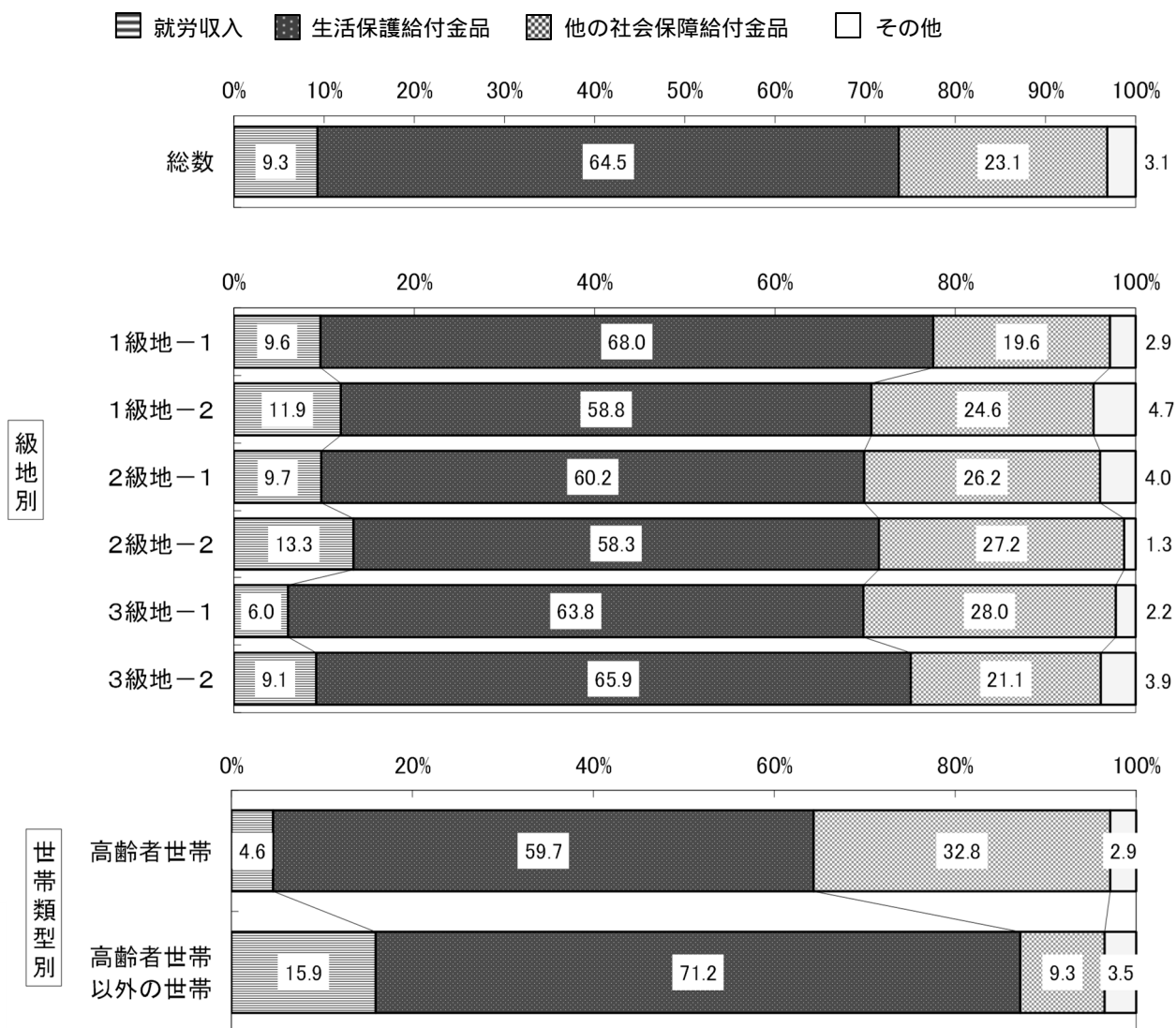
2) 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

3) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。

4) 「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。

5) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図1 - 2 実収入の状況（単身世帯）



注1) 世帯類型の「高年齢世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。
 注2) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
 注3) 「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
 注4) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

2 - 1 消費支出の状況（2人以上の世帯）

表2 - 1、図2 - 1参照

2人以上の世帯の消費支出の状況をみると、総数では148,488円となっており、このうち、食料費は49,132円であり、消費支出に占める構成割合は33.1%となっている。また、住居費は30,125円であり、消費支出に占める構成割合は20.3%となっている。

（1）級地別

消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは3級地 - 2の35.5%であり、次いで3級地 - 1の35.0%となっている。また、消費支出に占める住居費の構成割合は1級地 - 1の27.7%が最も高く、次いで1級地 - 2の21.3%となっている。

（2）世帯類型別

消費支出の構成割合をみると、「高齢者世帯」において、他の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費となっている。また、「母子世帯」において、他の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、家具・家事用品費、被服及び履物費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費となっている。

（3）世帯人員別

消費支出の構成割合をみると、2人世帯においては、食料が33.7%、住居費が20.8%を占めており、他の世帯人員数区分と比べて最も高くなっている。

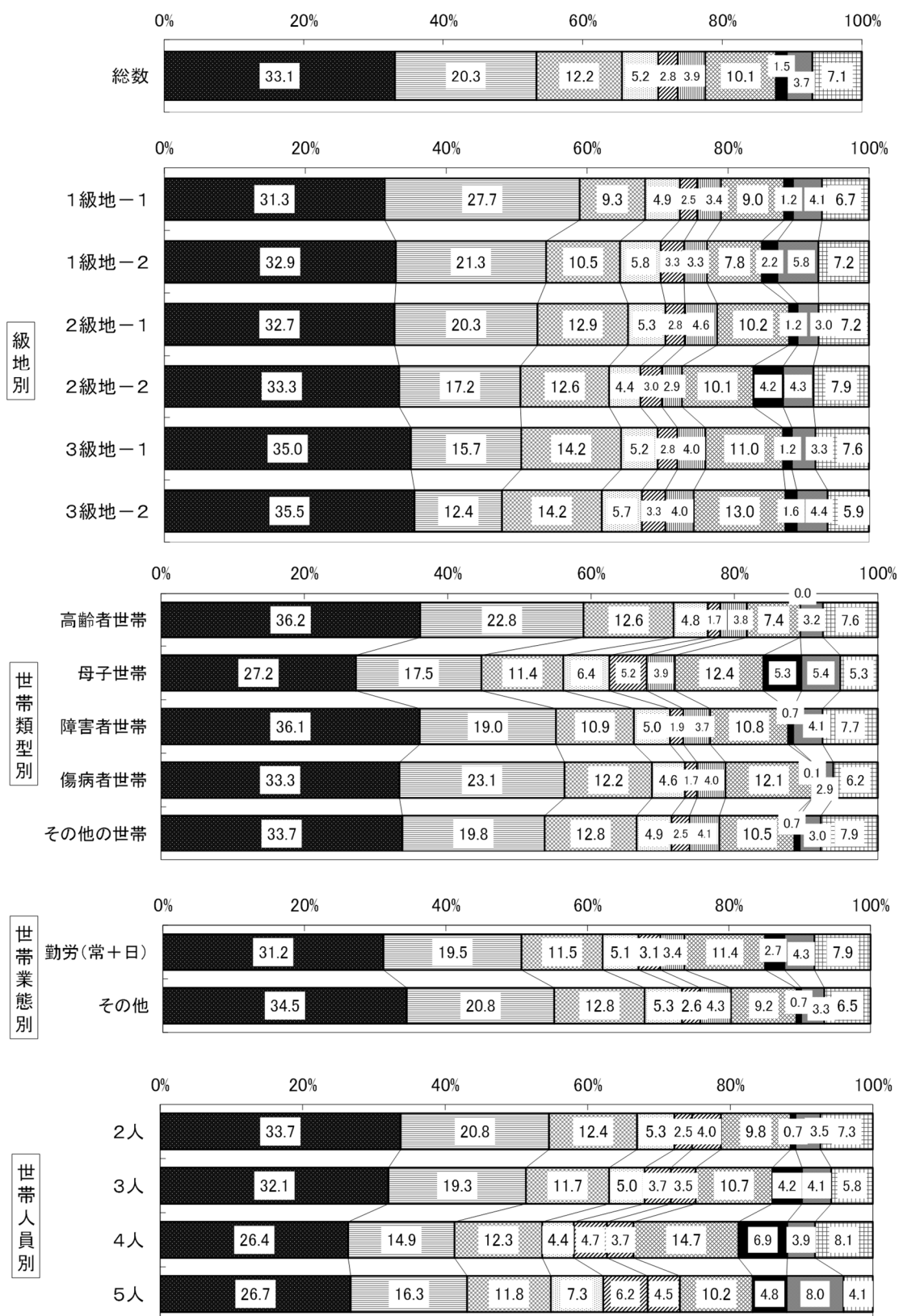
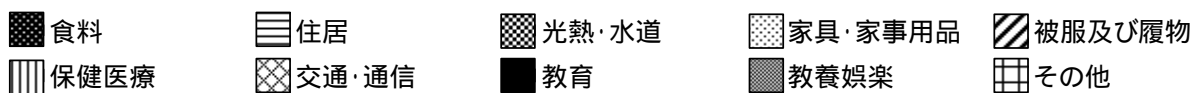
表2 - 1 消費支出の状況（2人以上の世帯）

		実 数												令和4年度	
		平均 世帯人員	消費支出 総 額	実 数										その他	
				食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽			
実 数	総 数	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1級地 - 1	2.18	146,812	48,230	31,311	15,389	8,519	4,820	4,796	11,424	3,209	8,546	10,570		
	1級地 - 2	2.14	146,812	48,230	31,311	15,389	8,519	4,820	4,796	11,424	3,209	8,546	10,570		
	2級地 - 1	2.20	152,511	49,841	30,901	19,621	8,079	4,205	6,980	15,536	1,889	4,553	10,907		
	2級地 - 2	2.18	162,598	54,188	28,005	20,419	7,219	4,950	4,641	16,441	6,871	6,994	12,869		
	3級地 - 1	2.22	128,792	45,073	20,156	18,235	6,702	3,613	5,097	14,211	1,599	4,299	9,806		
	3級地 - 2	2.25	132,230	46,973	16,372	18,724	7,540	4,427	5,298	17,184	2,121	5,817	7,774		
	高齢者世帯	2.00	129,895	47,004	29,570	16,336	6,179	2,212	4,888	9,657	-	4,116	9,935		
	母子世帯	2.59	184,137	50,108	32,213	21,057	11,822	9,586	7,201	22,764	9,772	9,939	9,675		
	障害者世帯	2.11	155,539	56,172	29,539	16,908	7,850	2,880	5,829	16,866	1,136	6,362	11,996		
	傷病者世帯	2.20	134,785	44,840	31,072	16,397	6,226	2,245	5,389	16,250	76	3,936	8,352		
	その他の世帯	2.21	148,536	50,037	29,446	19,073	7,248	3,741	6,162	15,564	1,082	4,409	11,773		
	世帯業態	勤労（常用＋日雇）	2.38	168,578	52,525	32,913	19,342	8,556	5,183	5,736	19,227	4,569	7,204	13,322	
	その他	2.10	136,838	47,165	28,508	17,493	7,233	3,552	5,912	12,647	951	4,450	8,928		
	世帯人員	2人	2.00	139,164	46,955	28,995	17,193	7,309	3,435	5,610	13,610	945	4,894	10,219	
3人	3.00	189,909	60,874	36,587	22,163	9,457	7,001	6,632	20,412	7,888	7,819	11,076			
4人	4.00	224,454	59,231	33,449	27,658	9,972	10,458	8,341	32,992	15,414	8,738	18,201			
5人	5.00	232,794	62,268	37,966	27,388	17,085	14,516	10,558	23,778	11,078	18,602	9,554			
構 成 割 合	総 数	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
	1級地 - 1	...	100.0	33.1	20.3	12.2	5.2	2.8	3.9	10.1	1.5	3.7	7.1		
	1級地 - 2	...	100.0	31.3	27.7	9.3	4.9	2.5	3.4	9.0	1.2	4.1	6.7		
	2級地 - 1	...	100.0	32.9	21.3	10.5	5.8	3.3	3.3	7.8	2.2	5.8	7.2		
	2級地 - 2	...	100.0	32.7	20.3	12.9	5.3	2.8	4.6	10.2	1.2	3.0	7.2		
	3級地 - 1	...	100.0	33.3	17.2	12.6	4.4	3.0	2.9	10.1	4.2	4.3	7.9		
	3級地 - 2	...	100.0	35.0	15.7	14.2	5.2	2.8	4.0	11.0	1.2	3.3	7.6		
	3級地 - 2	...	100.0	35.5	12.4	14.2	5.7	3.3	4.0	13.0	1.6	4.4	5.9		
	高齢者世帯	...	100.0	36.2	22.8	12.6	4.8	1.7	3.8	7.4	-	3.2	7.6		
	母子世帯	...	100.0	27.2	17.5	11.4	6.4	5.2	3.9	12.4	5.3	5.4	5.3		
	障害者世帯	...	100.0	36.1	19.0	10.9	5.0	1.9	3.7	10.8	0.7	4.1	7.7		
	傷病者世帯	...	100.0	33.3	23.1	12.2	4.6	1.7	4.0	12.1	0.1	2.9	6.2		
	その他の世帯	...	100.0	33.7	19.8	12.8	4.9	2.5	4.1	10.5	0.7	3.0	7.9		
	世帯業態	勤労（常用＋日雇）	...	100.0	31.2	19.5	11.5	5.1	3.1	3.4	11.4	2.7	4.3	7.9	
	その他	...	100.0	34.5	20.8	12.8	5.3	2.6	4.3	9.2	0.7	3.3	6.5		
世帯人員	2人	...	100.0	33.7	20.8	12.4	5.3	2.5	4.0	9.8	0.7	3.5	7.3		
3人	...	100.0	32.1	19.3	11.7	5.0	3.7	3.5	10.7	4.2	4.1	5.8			
4人	...	100.0	26.4	14.9	12.3	4.4	4.7	3.7	14.7	6.9	3.9	8.1			
5人	...	100.0	26.7	16.3	11.8	7.3	6.2	4.5	10.2	4.8	8.0	4.1			

注1) 1世帯1ヶ月平均である。

注2) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

図2-1 消費支出の状況（2人以上の世帯）



注) 世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

2 - 2 消費支出の状況（単身世帯） 表2 - 2、図2 - 2参照

単身世帯の消費支出の状況をみると、全体では100,867円となっており、このうち、食料費は29,429円であり、消費支出に占める構成割合は29.2%となっている。また、住居費は30,896円であり、消費支出に占める構成割合は30.6%となっている。

(1) 級地別

消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは2級地 - 2の32.1%であり、次いで2級地 - 1の30.5%となっている。また、消費支出に占める住居費の構成割合は1級地 - 1の36.9%が最も高く、次いで1級地 - 2の29.5%となっている。

(2) 世帯類型別

消費支出の構成割合をみると、「高齢者世帯以外の世帯」よりも「高齢者世帯」において消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費、住居費、保健医療費となっている。また、「高齢者世帯」よりも「高齢者世帯以外の世帯」において消費支出に占める構成割合が高い費目は、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費となっている。

表2 - 2 消費支出の状況（単身世帯）

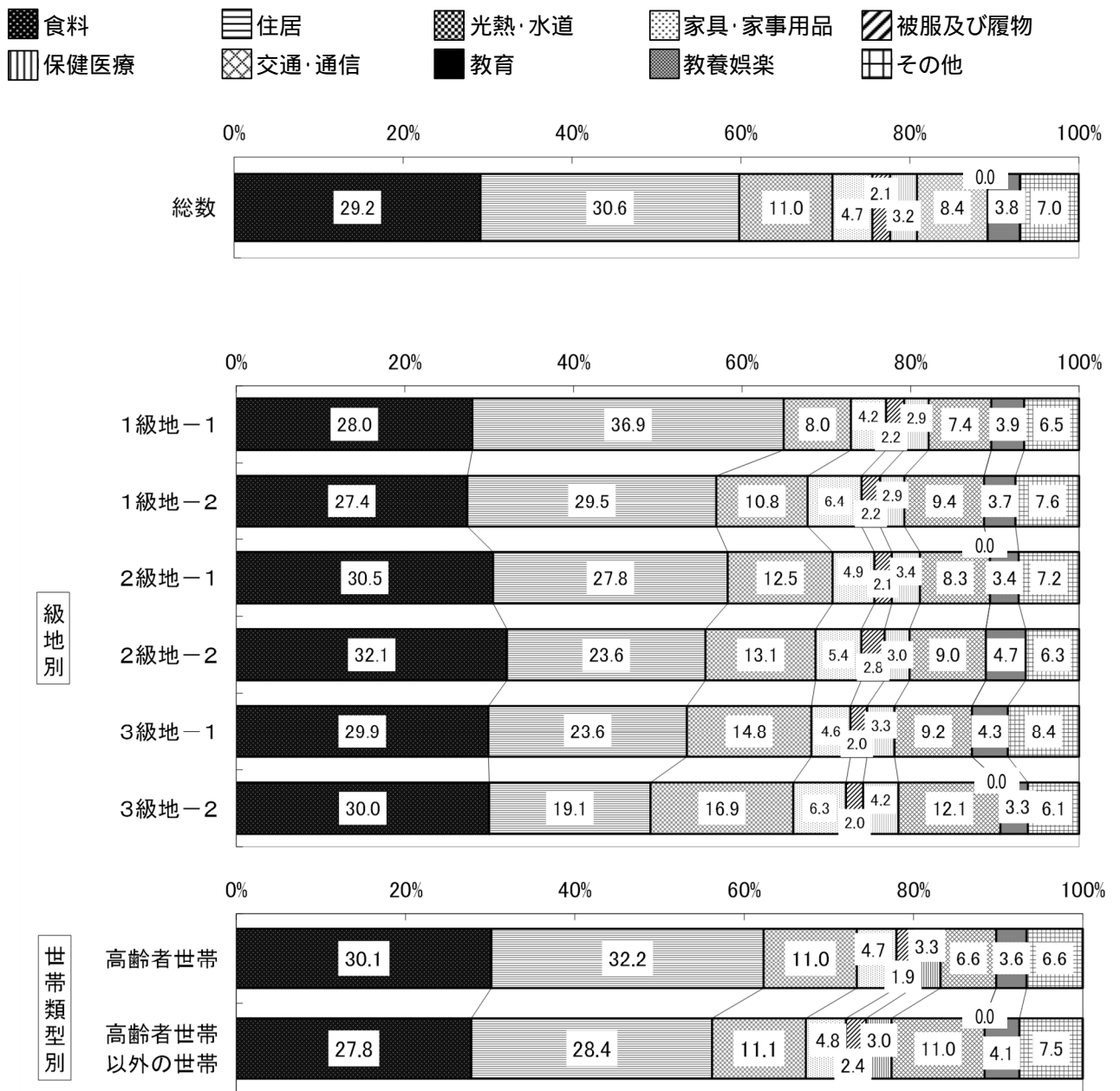
令和4年度

		実 数											
		消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
実 数	総 数	100,867	29,429	30,896	11,130	4,758	2,138	3,180	8,457	0	3,832	7,047	
	級 地	1級地 - 1	120,186	33,662	44,403	9,592	4,988	2,589	3,481	8,951	-	4,673	7,846
		1級地 - 2	102,634	28,155	30,288	11,128	6,565	2,278	2,955	9,698	-	3,812	7,756
		2級地 - 1	93,771	28,583	26,087	11,678	4,637	1,932	3,145	7,798	1	3,186	6,722
		2級地 - 2	89,643	28,787	21,117	11,716	4,869	2,473	2,646	8,100	-	4,245	5,690
		3級地 - 1	83,712	25,034	19,717	12,365	3,888	1,646	2,722	7,687	-	3,580	7,073
		3級地 - 2	78,614	23,592	15,054	13,294	4,922	1,600	3,294	9,515	1	2,556	4,786
	世帯 類型	高齢者世帯	99,532	30,001	32,014	10,955	4,666	1,917	3,268	6,542	-	3,555	6,614
		高齢者世帯 以外の世帯	102,854	28,577	29,232	11,389	4,895	2,467	3,050	11,306	1	4,245	7,692
構 成 割 合	総 数	100.0	29.2	30.6	11.0	4.7	2.1	3.2	8.4	0	3.8	7.0	
	級 地	1級地 - 1	100.0	28.0	36.9	8.0	4.2	2.2	2.9	7.4	-	3.9	6.5
		1級地 - 2	100.0	27.4	29.5	10.8	6.4	2.2	2.9	9.4	-	3.7	7.6
		2級地 - 1	100.0	30.5	27.8	12.5	4.9	2.1	3.4	8.3	0.0	3.4	7.2
		2級地 - 2	100.0	32.1	23.6	13.1	5.4	2.8	3.0	9.0	-	4.7	6.3
		3級地 - 1	100.0	29.9	23.6	14.8	4.6	2.0	3.3	9.2	-	4.3	8.4
		3級地 - 2	100.0	30.0	19.1	16.9	6.3	2.0	4.2	12.1	0.0	3.3	6.1
	世帯 類型	高齢者世帯	100.0	30.1	32.2	11.0	4.7	1.9	3.3	6.6	-	3.6	6.6
		高齢者世帯 以外の世帯	100.0	27.8	28.4	11.1	4.8	2.4	3.0	11.0	0.0	4.1	7.5

注1) 1世帯1ヶ月平均である。

2) 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

図 2 - 2 消費支出の状況（単身世帯）



注) 世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

3 - 1 消費支出の対前年度比較（2人以上の世帯） 表3 - 1、図3 - 1 参照

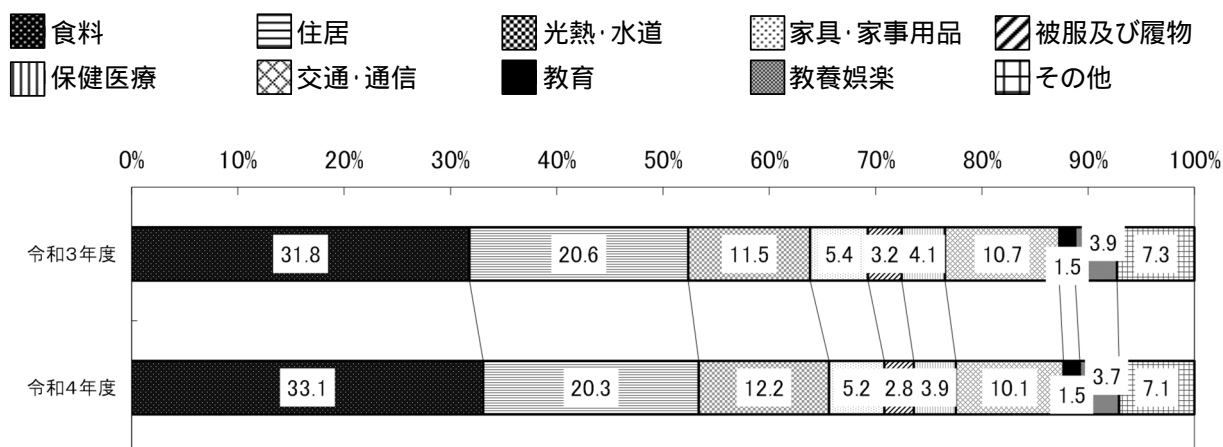
2人以上の世帯の令和4年度の消費支出総額は、148,488円となっており、前年度と比べて0.9%のマイナスとなっている。

消費支出額を費目別に比較すると、食料費については消費支出総額に占める構成割合は33.1%となっており、前年度と比べて1.3ポイントのプラスとなっている。

表3 - 1 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比（2人以上世帯）

	平均世帯人員(人)	1人あたり消費支出総額	消費支出総額												
			食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他			
総	令和3年度	2.21	金額(円)	67,887	149,877	47,639	30,836	17,222	8,139	4,759	6,111	16,088	2,263	5,902	10,916
			割合(%)	...	100.0	31.8	20.6	11.5	5.4	3.2	4.1	10.7	1.5	3.9	7.3
数	令和4年度	2.20	金額(円)	67,471	148,488	49,132	30,125	18,171	7,719	4,151	5,848	15,062	2,279	5,461	10,541
			割合(%)	...	100.0	33.1	20.3	12.2	5.2	2.8	3.9	10.1	1.5	3.7	7.1
			対前年度比(%)	99.4	99.1	103.1	97.7	105.5	94.8	87.2	95.7	93.6	100.7	92.5	96.6

図3 - 1 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較（2人以上の世帯）



3 - 2 消費支出の対前年度比較（単身世帯）

表 3 - 2、図 3 - 2 参照

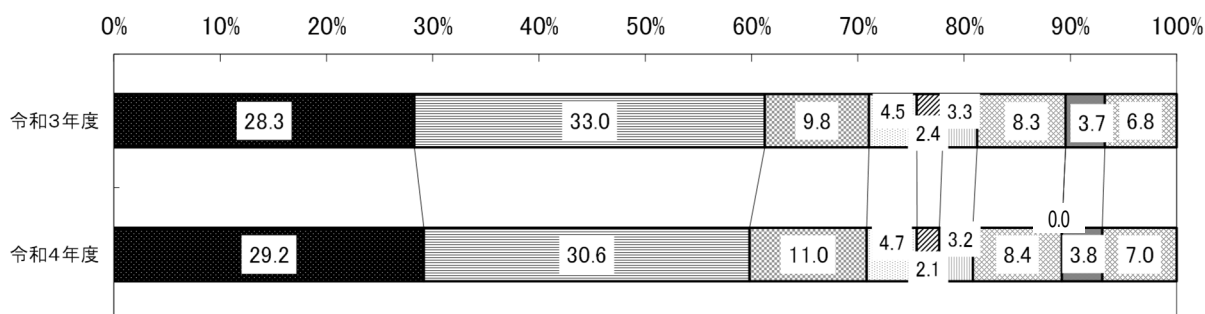
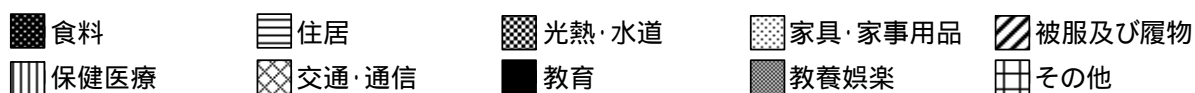
単身世帯の令和 4 年度の消費支出総額は、100,867 円となっており、前年度と比較して 2.1% のマイナスとなっている。

消費支出額を費目別に比較すると、食料費については、消費支出総額に占める構成割合は 29.2% となっており、前年度と比較して 0.9 ポイントのプラスとなっている。

表 3 - 2 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比（単身世帯）

		消費支出 総額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	
総 数	令和 3 年度	金額（円）	103,057	29,148	33,974	10,103	4,625	2,506	3,364	8,564	-	3,808	6,965
		割合（％）	100.0	28.3	33.0	9.8	4.5	2.4	3.3	8.3	-	3.7	6.8
	令和 4 年度	金額（円）	100,867	29,429	30,896	11,130	4,758	2,138	3,180	8,457	0	3,832	7,047
		割合（％）	100.0	29.2	30.6	11.0	4.7	2.1	3.2	8.4	0	3.8	7.0
	対前年度比（％）	97.9	101.0	90.9	110.2	102.9	85.3	94.5	98.7	-	100.6	101.2	

図 3 - 2 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較（単身世帯）



用語の解説

1 世帯類型

区分	基準
高齢者世帯	65歳以上の者だけで構成されているか、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯をいう。
母子世帯	現に配偶者のいない(死別、離別、生死不明及び未婚等を含む。)65歳未満の女性と18歳未満のその子(養子を含む。)だけで構成されている世帯をいう。
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯。または世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

2 世帯業態

区分	基準
常用	形式を問わず、1か月以上の雇用契約で雇われている場合をいう。
日雇	形式を問わず、日々または1か月未満の雇用契約で雇われている場合をいう。
家内労働	自宅を作業場として、委託者から物品や原材料の提供を受け、物品の製造や加工などを行い、工賃を受けている場合。また、作業所や新聞・牛乳配達、珠算・書道などの個人教授で収入を得ている場合をいう。
その他の就業	収入を伴う仕事に従事している者であって、上記のいずれにも該当しない仕事に従事している場合をいう。
不就業	当該月中に働いた日が1日もなく、就労収入もない場合をいう。

3 収入項目

区分	基準
生活保護給付金品	生活保護法に基づく各種扶助をいう。
社会保障給付金	生活保護法以外の法による社会保障給付金品をいう。
その他社会保障給付金	法によらない社会保障給付金品をいう。自治体単独で行っている場合や、社会福祉協議会等公的機関が行っている場合等。